

# 日本衛生管理者学会 基本活動方針

## ●確実にかつ具体的に問題解決を図る実務力の醸成

- ✓まず、労働衛生管理学は実学であることを認識し、現実職場で起きる種々の問題に、一般論としてではなく、確実にかつ具体的に問題解決を図っていくことが、衛生管理者等(以後「衛生管理者並びに安全衛生推進者」を衛生管理者等という)の職務である。
- ✓法律を順守して化学物質からストレス・メンタルヘルスと絡みあう労務管理にも言及し、相互の関係をコーディネートして、人と組織のマネジメントスキルを向上させる。
- ✓労働衛生の5管理を中心に基礎から応用の知識を習得しながら、初級・中級・上級のように衛生管理者等の育成を段階的に行う。
- ✓併せて確実な業務展開ができるように行動力・判断力・決断力等のディメンジョンを高め、理論と実務のトータルスキルを向上させる。

## ●全産業の労働衛生管理をレベルアップし、人材問題へ積極的に対応

- ✓全産業の99.7%を占める中小企業の労働衛生管理をサポートし、衛生管理者等の選任が義務付けられていない零細企業にも支援する。
- ✓法令に課せられている衛生管理者等の選任を促進するとともに、法適用外の企業には、安全及び衛生を推進する人材を育成する。
- ✓法律に定められた安全衛生推進者及び衛生推進者養成講習を開催し、有資格者の裾野を拡大するとともに、安全と労働衛生の認識を高める。

## ●専属の衛生管理者等と人事部門、管理監督者の連携強化

- ✓ネガティブヘルスからポジティブヘルス、すなわち、問題が起きた後の対応から問題が起らないための対応、つまり、転ばぬ先の杖＝真の一次予防を周知するため各責任者との連携を具体化する。
- ✓怪我をした、病気になったら、病院で治療。企業に求められるのは、怪我や病気を起こさないことが重要。そのためには人事部門や管理監督者、さらには各業務でどんな健康影響要因が存在するのか？を把握し、未然に対応することを徹底し、真の一次予防を確立する。
- ✓労働衛生が、健康のみならず生産性、業務効率、費用さらにはブランドイメージにどのような影響を与えるのかを見える化し、衛生管理者等の位置づけと活動意義を提唱する。

## ●衛生管理者学会の特徴と入会メリット

- ✓会員同士のザックバランな交流と心理的安全の高い風土、情報交換の中で理論だけでなく具体的な対応など、異業種でも共通インフラである労働衛生管理を見つめなおせるコミュニティ。
- ✓最新の情報を入手でき、ディスカッションを通じて問題の本質が理解できる。議論の中で生じた難解問題に対して探求し、衛生管理者等のみならず、事業所専属の人事労務、管理監督者と更なる連携を深め、自らの能力向上にも還元できる。
- ✓毎年、「衛生管理者等コンテスト(仮称)」で、安全も含めた労働衛生活動を発表する会を開催して情報交換や人材のパイプ構築を図ることが出来る。
- ✓会員が解決困難な問題や悩みなどを学会に相談できる、各研修会参加によるポイントで階層別衛生管理者等(初級・中級・上級)のライセンスを獲得できる。

## ●学術研究の振興

- ✓衛生管理者等の地位向上、管理者としての職務権限の拡大及び業務範囲の拡大などについて調査研究を行う。
- ✓衛生管理者等の管理体制の改善、ストレスや日常の労務労働衛生相談対応に対して、公認心理師資格に衛生管理者資格の付与を提言。
- ✓技術技能の伝承、安定した管理を行うために、その核になる専任衛生管理者の配置義務拡大について提言。

以 上